

鳥取県鳥取海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
海定第1号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県西伯郡大山町御来屋地先	次の(ア)から(カ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度32分12.07秒 東経133度31分06.01秒の点 (イ)北緯35度32分18.02秒 東経133度31分29.00秒の点 (ウ)北緯35度32分12.05秒 東経133度31分30.08秒の点 (エ)北緯35度31分53.09秒 東経133度31分25.00秒の点 (オ)北緯35度31分53.00秒 東経133度31分21.03秒の点 (カ)北緯35度32分07.00秒 東経133度31分10.00秒の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。